

香美市教育委員会定例会会議録

(令和5年3月22日)

招集年月日 令和5年3月15日(水)
招 集 場 所 香美市本庁舎 2階会議室
会議の日時 令和5年3月22日(水) 午前9時
出 席 者 白川 景子 浜田 正彦 西 美紀 小松 清貴
欠 席 者 宮地 憲一

説明のための会議出席者

教育次長	秋月 建樹
教育振興課長	公文 薫
生涯学習振興課長	黍原 美貴子
教育振興課主監	明石 芳文
教育振興課学校教育班長	一圓 まどか
教育振興課学校教育班	山中 さや
教育振興課指導主事	李 由美
生涯学習振興課スポーツ班長	影山 達也

職務のための会議出席者

会議録署名委員

浜田委員

傍聴人氏名

な し

(開会時刻 午前9時00分)

教育長 ただ今から、令和５年３月教育委員会定例会を開催いたします。本日の欠席委員は、宮地委員さんです。３名の出席で、本会の運営の条件を満たしておりますので、審議を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。
本日の議事録署名委員は、浜田委員にお願いをしたいと思います。

浜田委員 分かりました。

教育長 ではよろしくお願いいたします。
それではまず、前回の議事録の承認につきまして、よろしくお願いいたします。

小松委員 訂正をお願いします。

教育長 それでは幾つか訂正があろうかと思いますが、よろしくお願いいたします。
次に、教育長の報告といたしましては、人事異動についてのご報告をさせていただきます。

（報告内容は省略）

教育長 それでは、議事に移りたいと思います。
議案第１号、香美市スポーツ大会選手派遣費補助金交付要綱の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

議案第１号「香美市スポーツ大会選手派遣費補助金交付要綱の制定について」

事務局 （議案説明）

教育長 ご質問、ご意見等お願いいたします。

浜田委員 平成１８年に、規則は決定されてるわけですね。それに基づいて、補助金の算出はされてたとは思いますが、この時期に要綱を設定しなくてはならなくなつた経緯を教えてください。

事務局 香美市としては、スポーツ団体のほか、大会に出る方に対して補助金を出しておりませんでした。この度市長から、令和４年度、去年ですけれども、ペタンクで国際大会に出る山田小学校の生徒さんがおりまして、その方に何か補助金が無

いだろうか、という相談をされたんですけれども、こちらから出す要件が無かったので、市長から改めてそういう子がもし今後出た場合に、補助金を出す制度があってもいいんじゃないかという話がありまして、今回提出させていただきました。

浜田委員 この趣旨の第1条に、「香美市スポーツ大会選手派遣費補助金の交付に関し、香美市補助金の交付に関する規則に定める」って書いてますよね、これ平成18年に出来た規則なんです。その時点で、出せる項目は無かったんですか、この文章から言うと。

生涯学習振興課長 補助金の元のは、ですよね、これ。

浜田委員 いや大元やけど、まあ細かいことは無いにしても、規則ではあったわけですね。この趣旨の文章から読むと、そうしか読めないんですけど。

教育長 規則の資料の別添は無いですか。

事務局 付けてないです。

教育次長 香美市補助金の中に、スポーツ大会の部分がなかったということよね。

生涯学習振興課長 そうですね。

教育次長 他の補助金はあるけど。

浜田委員 いやけど、趣旨第1条を読んでもらったら、「交付に関し、香美市補助金の交付に関する規則に定めるもののほか」って書いてますよね。

教育長 補助金等のことにつきましては、市民の方々に補助をすとか、一定何か支援をするといった予算的措置を伴う場合は、やはり慎重にしっかりと、みんなで相談をして決めていただきたいと思います。済みませんが、そこはきちっとしていただきたいと思います。今、大切なご意見が出ております。

もう1点は、議案1－3ですけど、「(4)の大会の成績表等出場したことが確認できるもの」という項がございまして、この(1)に名簿を作成すること、参加者名簿も出してください、とあるんですけれども、個人みんな参加したのか、団体で出してもらったら、個別のことは問わないという理解でいいのか、どうい

判断なんでしょうか。つまり、一人一人が参加したということが証明されなければいけないのか、あるいは、その時休んだ選手がいよいよといまいと、その大会に団体として参加をした、という報告でオーケーなのか、ということ。

それと、第7条(3)の「その他補助金を交付することが不適当と認められるとき」とは、どんな時なのか、という2つが分かりませんでした。説明をお願いします。

生涯学習振興課長 名簿を出していただくということなので、欠席された方があった場合は、「不適当と認められるとき」に当てはまるんじゃないでしょうか。

教育長 その人が外される。出場しなかった方には支払わない。

生涯学習振興課長 支払わない、に当てはまるんじゃないかと思います。
団体の10人は誰でも、ということじゃなくて、参加される方は、名簿を出していただく、その方じゃないと支払いできないですね。

教育長 団体に10名で申請をしました。1人1万円で10万円いただきました。ところが、急遽骨折し取りやめたので、1名欠席になりました。そういう場合はその人は不適格ということになって、1万円を返納しますと。

事務局 返してというか、支払いは実績報告の後になります。

教育長 そうですね。その辺りの説明を、丁寧にしておく必要があろうかと思います。ありがとうございました。
それでは、その規則を少し見ていただいて。

浜田委員 済みません。これは平成25年3月26日の予定があるけど、その時にこの部分加わるわけですか。

生涯学習振興課長 はい。

浜田委員 そうということですね。そうすると、香美市の規則の作り方の記載の仕方によるとは思うんですけど、この規則は確かに、平成18年香美市規則第48号で出来てるんですけど、こういう場合は平成25年、新たに追加したところの要綱も、もしここに平成25年3月やったら、多分何も言わなかった。この時点から…

生涯学習振興課長 これはけど、規則で何か変わった…

浜田委員 ということではなくて、元からあったわけよね。

生涯学習振興課長 これは合併当時からあって、何かを変えたんやなかったかな。補助金の基本的なことを謳った規則になるので…

教育振興課長 いろんな補助金を作って、ここに該当することはこれですよ、その他のところを。

浜田委員 要は規則の中には、出せる根拠があったと。あったけども、事務的な内部の要綱で定めてなかったから、議論をしてなかったんで、出すことが出来なかった。

生涯学習振興課長 基本的かつ必要な事項を定めるために、この規則があると思うので…

浜田委員 だから、規則があるから。規則言うのは第三者も縛るから、内部のことだけやなくて。ただ内部にそういう出せる、事務的な算出の根拠とか、手続きが無かったということですよ。

生涯学習振興課長 はい、そういうことです、そのとおりです。

浜田委員 そうすると、この提案理由をもう少し分かるように、記載していただければ有難い。今回こうやから、こうなりますよということを。このままやると、どうしてかなあと。

教育長 そうです。

浜田委員 どうして今まで、その内部の手続きとかの要綱が無かったのか、という疑問があったので。

小松委員 ちょっと分かりにくいですね。順番があちこちになっちゅう、反対になっちゅう。補助金に関する規則が前に来たら、簡単でもっと分かったかもしれませんが、分かりにくいですね。多分これ、規則では第2条（4）教育文化の向上を図るために行う団体の事業という、これに該当するんですよ。

事務局 規則があって、それを詳しく言う為に、今回要綱を制定したという、逆になった

ら、もっと分かりやすいということでしょうか。

小松委員 読んだ時には分かりやすいですね。例えばスポーツの振興を図るため、香美市補助金の交付に関する規則があって、これに基づき、香美市スポーツ大会選手派遣費補助金の交付に関し必要な事項を定める、とかでいい。

浜田委員 まあ、提案理由のほうで、ちゃんと説明をしてもらいたい。

生涯学習振興課長 分かりました。

浜田委員 その趣旨はよく分かるんですよ。よく分かるけども、どうして突然こういうものが、従来から規則にあるのに、突然どうして要綱を作らなくちゃならなくなったのか。そしたら、この5年間近くはどうしてたのかということを、これ読んでふっと疑問に思ったんです。今まで出してないと、けども規則上はあった。要綱が無かったのかどうかは知りませんが、まあ、提案理由を分かるような形で書いていただければ、議案ですので。

教育長 第2条にあるのに、何で…

生涯学習振興課長 基本的なことをここに書いておきますよ、という記述じゃないがですかね。

浜田委員 いや、それはそうですけど。そしたら、他の事業はほとんど補助金を出してるわけです？ 教育上、主に出しゅうわね。

生涯学習振興課長 いろんな要綱を作って出しゅうと思います。

小松委員 対象となる事業が無かったということですね。

教育長 規則はあります、それぞれ所轄の部署で運用する為には、それぞれ所轄の部署が要綱を定めないといけないのですと、それが抜かっていたのですと、こういうことですね。抜かっていたと言うか、これまで余り…

生涯学習振興課長 「市長が必要と認めたものとする」というこの部分が、この要綱によって明らかになったということですね。

教育長 では、そのように理由を書いていただいたら、議会でご質問があった時にも、き

ちんと答弁が出来るのかなと思いますので、よろしくお願いします。

小松委員 いいですか。第2条第3項の「高知県内で開催される大会については、大会区分にかかわらず、宿泊費及び交通費は、補助の対象としない。」ということは、参加料などは、対象になるということですかね。

事務局 「高知県内で開催される大会については、大会区分にかかわらず、宿泊費及び交通費」、そうですね。

小松委員 県内で、全国大会などが開催される場合ですよ、そういうことですかね。
それと、議案1－4の備考2の(2)の中に「西日本大会又は全国大会に準ずる大会」という、表内は全国体合としか無いんですけど、これ西日本大会も全国大会の分類に入るんですよ。選考で県内代表になる武道とか、結構あるんですよ、剣道とか。道場連盟とかやったら、県内で4チームとか全国大会へ行ったりするんですけど、高知代表でも1チームじゃない場合があります。空手なんかもそうですね、そういうのが多いので。西日本大会と全国大会というのは、同類という考えですよ。

事務局 四国大会をやって全国大会をやって、その間に西日本大会があるんですが、それは全国大会に広めて入れるということですね。

小松委員 分かりました。高知県には剣道がありますね、西日本大会わね。

浜田委員 私のほうからも一ついいですか。
この金額はどこを参照にされたんですか。

事務局 近隣市町村の中で、香南市さんが先行して同じようなことをやっておりまして、基本的に香南市さんを参考にした金額にはなっております。その中でも国際大会の部分に関しましては、香南市は3万円やったんですけども、実際去年も山田から出た方が、小学生でいらっしやいましたので、もうちょっと上げてということで、5万円にしております。

浜田委員 金額というのはみんなが注目する部分なので、その根拠を委員が知らないと困るので。

教育長 香南市と一緒にということですね。

事務局 そうですね、基本的には香南市を踏襲しております。

教育長 因みに香南市以外で、こういう要綱を作っているところはありませんか。

小松委員 まあ結構、県外ですが、あちこちでこういったことを、やっているところがあります。南国市は無かったかな。

教育長 近隣の高知市、南国市と香南市はあるわけでしょう。高知市なんかはありそう。

事務局 高知市はちょっと聞いてないです。

教育長 高知市と南国市をちょっと聞いて、資料として付けておいてください。5万円で国際大会へ行ける子がどんどん増えてきたら、凄いことやと思いますけれど。

西委員 そうですね、人が一杯増えて。

教育長 是非目指してほしいですね、WBCへ出るようにねえ、目指してくれたらいいかな。市内のスポーツ少年団、これ大学とか高校生？

事務局 大学は入れてないです。香南市は小中高は入ってなかったですけども、うちは山田高校もありますし、山田高校も全国大会へ行くということで、市長が入れたほうがという話で入れております。

浜田委員 大学は大学で独自にあります、こういうのを出せる規程が。

教育長 他にございませんでしょうか。

それでは、議案第1号につきましては、承認をいただくということでよろしゅうございますか。

「はい」という声あり

教育長 それでは、いろいろご指摘があったところにつきましては修正、加筆等よろしくお願ひいたします。議案第1は承認をされました。ありがとうございました。続きまして、議案第2号、香美市立舟入小学校学校運営協議会委員の委嘱につきまして、説明をお願いします。

議案第 2 号「香美市立舟入小学校学校運営協議会委員の委嘱について」

事務局 (議案説明)

教育長 ご質問、ご意見お願いいたします。

小松委員 これは追加ですね。

事務局 これは最初にいただいている、来年度の分の委員さん。

浜田委員 追加言うたらおかしいですけど、他にも。

事務局 ございます。今、承諾書をいただいている方々の分です。

浜田委員 定員は何人でした？

事務局 舟入小学校ですか。学校によっては、来年度人数が増える場合もあるんですけど、一応 16 名以内までは大丈夫になってます。

教育長 ご質問、ご意見ございませんか。それでは、第 2 号議案は承認ということでよろしゅうございますか。

「はい」という声あり

教育長 では、議案第 2 号は承認されました。
続きまして、議案第 3 号、県費負担教職員の私用車の公務使用に関する要綱の一部改正について、事務局より説明をいたします。

議案第 3 号「県費負担教職員の私用車の公務使用に関する要綱の一部改正について」

事務局 (議案説明)

教育長 ご意見、ご質問等お願いいたします。

明石主監 1 年以上であるとか、他の市町村のもの、県のも見ましたが、やっぱり同じで

す。いわゆる1年以上とかいう部分を残しています。

浜田委員 昔からですよ。

西委員 今回、異動する先生がかなりいらっしゃいますね。

明石主監 今後も出てくると思います。

西委員 免許取るのは早いけど、ペーパードライバー的な。

明石主監 も、おいでます。

浜田委員 都会に居住していた人はね、なかなか運転できないので。

明石主監 市によっては、学校長がその運転技能を見定めて許可をする、みたいなこと書いてあるところもあるんですけど、自動車学校じゃないですので、こういったただし書きを加えさせていただいて、ということに。ただ行ってくるんじゃないくて、校長がしっかりと気を付けて行きなさいよ、ということを認めた上でと。現に今年も、新採が大栃に入っています。その先生が、何時免許を取ったか分かりません。ただ、やっぱりすぐに、教育センターであったり、東部教育事務所であったりというところに出張しなくてはいけなくなります。そういったこともありまして、実情に合わせたという形で、他の市町村には先になりますけれども、改正をさせていただいたらと思っているところです。

浜田委員 個人的には、非常に良いことやと思う。結果的に、本来公用車を揃えないかんけども、予算的にもなかなか難しい状態があるので、こういう私用車使用が始まったわけですね。1年の縛りを、県も市町村もかけてきたわけやけど、高知県みたいなところはなかなか、山間部はあるし、学校そのものも新採を段々取りだしたということもあって大変な状況になっている。何か公務があっても、先ほど言われた教育センターとか、どっか行きなさい言うても行けない状態があって、校長先生から一言、注意しなさいよということ言うていただければ、また本人も聞くんじゃないかと思います。いいんじゃないでしょうか。

教育長 私用車を申請する場合は保険…

明石主監 保険の部分、その部分は残っておりますので。

教育長 車両等も当然義務づけられていますのでね。

明石主監 そうですね、そういった部分ではしっかりと残っております。例えば自賠責に勿論入って、対人は無制限、対物は500万円以上ということになっております。

教育長 もう一回規定はしっかりと。そのことを、校長先生も再度確認しておかんといかんということですね。

西委員 車が無いと動けません。公共交通で行ったら何時間かかるか。

教育長 それでは、ご承認いただけますでしょうか。

「はい」という声あり

教育長 ありがとうございます。それでは、議案第3号は承認をされました。

明石主監 続いて、差し替えのお願いです。議案第4号、第6号、第8号は、学校管理運営に関する規則に関係しておりますが、提案理由が違いましたので、当初別々に提出しました。けれども、法制係に確認すると、もう一緒にしなさいということで、第6号、第8号をまとめて、第4号に集約させていただきます。第6号、第8号は欠番となります。

教育長 第9号は？

明石主監 第9号はまた今度、第5号と一緒にありますので。

教育長 分かりました。それでは、ただ今から第4号の議事に入ります。第6号と第8号が合わさった形で第4号議案、香美市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より説明をお願いします。

議案第4号「香美市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

事務局 (議案説明)

教育長 ご質問、ご意見ありませんでしょうか。

明石主監 校長の旅行願いに関しましては、2年前に「県外への泊を伴う場合は」を、現行の「県外に旅行する場合は」に変えておりましたが、先ほど提案理由で申しましたとおり、必要性としては現状、余り無いのではないということで、今回削除する提案をさせていただいております。

その他、市も行っております公印等の省略を、この管理運営規則に関することで、一括してまとめさせていただいたということです。

教育長 それでは、第4号議案は特にございませندでしょうか。

「はい」という声あり

教育長 それでは、議案第4号はご承認をいただきました。

続きまして、議案第5号、香美市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行細則の一部を改正する訓令の制定について、お願いいたします。

議案第5号「香美市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行細則の一部を改正する訓令の制定について」

事務局 (議案説明)

浜田委員 1つ、その中で構いませんか。

従来、多分公印という定めがあって押してたんだと思います。デジタル化に伴って要らなくなるということは、これはもう、ネットで全て申請されるということではないですか。

明石主監 いや、それではないです、そこまでは…

浜田委員 まだ行ってない。ということは、公印に代わって、校長の自筆は求めるわけですか。

明石主監 そこも、そうですね、そこまで厳密に話し合いをしてるわけではないんですけれども、基本自筆も求めてないと思いますので。

浜田委員 まあ、日本は印鑑文化なので、個人が申請するものは、シャチハタであろうがなかろうが、印を押しちょかないかん。馬鹿げたことで、誰でも買える印を。他の国やったらサインなんですね。それは何故か？ サインすれば本人だということ

とが分かるから、印鑑やなくても。だからサインしなさいって。うちの大学もサインでやってる部分があるんです。デジタル化やったらデジタル化で、もう申請もやれば、こんな印を押して郵送されるよりは確かじゃないですか。押印しておればいいということは、本人であることが確認出来なくてもいいということにつながるのです。

明石主監 そうですね、デジタル化までは、まだ考えていないところですけども、おっしゃるとおり。

浜田委員 要は、書類作成に責任を持たす為の担保を、確実にするためのものなので、押印より自筆が大事と思います。

明石主監 そうですね。

浜田委員 割印は、確かにこれは本物と相違ないと同時に、その印鑑を管理しゆうところから発出してますよと。なので、信憑性とかを求めた時代から削除、削除で行った場合に、その資料を誰が作ったのか、誰が責任持って出したかという部分が、そこまでも削除するのかなあと。それやったら、郵送ではお金がかかるので、もういっその事ネットで飛ばしたほうがもっとスムーズで、そこまでやっても、何ら問題が無いのかなと思ったので質問しました。

明石主監 現状で言うと、県もそうになっています。判子が無いので、データで飛ばして申告・申請という部分もあります。今回は、そこまで厳密に決めてはいませんが、提出を求める際にはもうデジタルでいいですよ、ということも話が出てくるとは思います。まあ書いたほうがいいですけどね、そういうものも決めたほうがいいんじゃないでしょうか。

浜田委員 本来ならそこも、なぜそうしていたかという、過程を飛ばしてやってるだけのことなので、ほんまはここを踏まえた上でどうするんですかと。県なんかは、文書を管理する人を二、三人置いてたりしてたから、人の削減やないけど、他のところに回せるとか、本来の目的と別の副次的効果と言うか、別の狙いがあったりしてるんですけど。
まあ、現場が困らないような状態にするのが大切かなと。それと資料の確認は、間違いのないねという部分を出来れば、その辺も内部で議論をいただければ、大変ありがたいなとは思っています。私からの意見です。

教育長 貴重なご意見をいただいております。私も、そこをずっと懸念してるところなんですけれども、大体今日ご提案がございました資料につきましては、誤った文章が、例えば県のほうに届いた場合には、県でもう1回チェックがかかって、これ違いますよ、ということの往還がある資料があるというところと、もう一つ研修について、承認申請をする場合に、研修テーマであるとか具体的内容、研修成果と活用方法につきましては、向こうから来たものとそれから報告書がセットなんです。このことについては、校長が指導、助言をした上で決めたものが出ていってるかどうかを、ここだけは学校で確認をすることになりますので、配慮が必要かなと思います。それに従いまして此处に無いけれども、指導、助言という役割がある文章については、必ず校長が目を通してくださいという。

明石主監 そうですね、研修承認と研修報告に関しては、下の割印は除けてますが、上のサインは校長、教頭、事務の確認印はありますので、確認印かサインかは、必ずそこは通ってはくるとい形にはなると思います。原則承認したりするものには印は残ってますけど、申請には無いという形に原則論はしています。

教育長 そうですね、そこが1つの分かれと言うか、責任持ってもらうものについては、チェック欄がありますよと。そうでない、何処かで間違った場合には、訂正が可能なものについては、もう公印は省略していますよと、そういう説明になろうかと思います。

他にございませんでしょうか。他に無いですか、この公印を省略出来るものは。

明石主監 一応うちのほう、これは教育委員会で決めていいと決まっているみたいなので、各部局で、他にいろいろなものもありましたけれども、それに関して例規集に載ってないのもあります。それに関しては、定められたものが無いので、省略してもいいのかなと。担当には確認はしています。ここには出してないだけです。ここには出していませんが、それぞれの様式に関して、一通り見直しはしていただいて、やっぱりこれは要りますよ、というところに関しては残しています。ただそうじゃないもので、例規集に載ってないものは本日ここには上げておりませんが、印の省略というのは進めております。

教育長 例規集に載っているものを、対象としたというところでございます。

他にございませんでしょうか。

それでは、議案第5号議案につきまして、ご承認をいただくということでよろしゅうございますか。

「はい」という声あり

教育長 ありがとうございました。それでは、議案第５号は承認をされました。
続きまして、議案第７号、香美市立小中学校県費負担職員の旧姓使用取扱要綱の
一部改正について、事務局より説明をお願いします。

議案第７号「香美市立小中学校県費負担職員の旧姓使用取扱要綱の一部改正に
ついて」

事務局 （議案説明）

教育長 それでは、ご質問、ご意見お願いいたします。

明石主監 これは承認というものではないので。

浜田委員 いいと思います。

教育長 それでは、議案第７号はご承認をいただきました。ありがとうございました。
それでは、次に議案第１０号、香美市立小中学校通学費補助金交付要綱の一部改
正について、事務局より説明をお願いします。

議案第１０号「香美市立小中学校通学費補助金交付要綱の一部改正について」

事務局 （議案説明）

教育長 ご質問、ご意見ございませんか。
それでは、議案第１０号はご承認ということでよろしゅうございますか。

「はい」という声あり

教育長 ありがとうございました。議案第１０号は承認をされました。
続きまして、議案第１１号、香美市立小中学生海外姉妹校交流事業補助金交付要
綱の一部改正について、事務局より説明をお願いいたします。

議案第１１号「香美市立小中学生海外姉妹校交流事業補助金交付要綱の一部改
正について」

事務局 （議案説明）

教育長 印のところが無くなる以外は、変わっていないと。

明石主監 変わってないということです。

教育長 それでは、第 1 1 号議案につきまして、承認ということでよろしゅうございますか。

「はい」という声あり

教育長 ありがとうございました。議案第 1 1 号は承認をされました。
それでは、議案第 1 2 号、香美市修学旅行引率補助金交付要綱の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

議案第 1 2 号「香美市修学旅行引率補助金交付要綱の一部改正について」

事務局 (議案説明)

教育長 議案第 1 2 号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
それでは、議案第 1 2 号は承認をいただいたということでよろしゅうございますか。

「はい」という声あり

教育長 ありがとうございました。
続きまして、議案第 1 3 号、香美市立小・中学校の学校医の委嘱について、事務局より説明をいたします。

議案第 1 3 号「香美市立小・中学校の学校医の委嘱について」

事務局 (議案説明)

教育長 ご質問、ご意見ございませんか。

小松委員 大宮小学校は、○病院の業務委託にはならないんでしょうか。

教育振興課長 多分、今まで香北町内で分けているというところがあったと思います。○医院さ

んと〇病院さんがありますので、そこで分けているというようなところもあって、こういうことになっているのではないかと思います。

教育長 他にご質問、ご意見は。

浜田委員 香北中学校は業務委託になってるんですよね。委嘱と業務委託は違うけど、それは理由が何かあるんですか。

事務局 学校医をしてくださる先生が、毎回香北中学校はよく変わるので、そういったことが無いように、〇病院にもう業務委託として。

浜田委員 先生が特定出来ないという。

教育振興課長 委嘱をしたら、源泉徴収票が先生の名前で行きますので。そうじゃない、病院として受けたなら、業務委託のほうが該当するのではないかと。病院がそれを求めている、ということもあるかなと思います。〇病院の誰それ先生ってやっても、病院から行っているということで、病院として収入を受けて、というところで行ったら、源泉徴収票で本人に行ってしまうのは違う、ということではないかと思っています。

教育長 病院への委託ということと、先生個人への委嘱ということで、内容が違うというご説明でございますが、その提案理由の中に書いておるということよろしいんでしょうかね。

教育振興課長 多分ここに香北中学校が無いので、香北中学校についてはこういうふうにしますよというところで提案理由に書いているのではないかと。

教育長 この提案理由は、承認の対象なんですか。

教育振興課長 業務委託は別やと思う。

教育長 提案理由にあってもですか。

教育次長 提案理由はただの説明なんです。

教育長 ですよ。そしたら香北中学校に委託していますというのは、何処かに書いてい

ますか。

教育次長 香北中学校は教育委員会にかけるもの以外。

教育長 議会にかけるんですか。

浜田委員 契約行為なので業務委託は、片一方も人事的な部分で言うたら契約行為なんですけど、その行為が違うので、多分この委託業務にすれば此处にかける必要はないという。

委嘱というのは人事的なものがあるので、だから此处へかける。

教育長 なるほど。ということは契約をしていくものが別にあるので、それが根拠になるということよろしいですかね。ですけれども香北中どうなっているっていう疑問が生じるので、提案理由に書いていただいたと。
他にご質問、ご意見は。

「なし」という声あり

教育長 それでは、議案第13号はご承認いただきました。ありがとうございました。
続きまして、議案第14号、香美市立小・中学校の学校歯科医の委嘱について、事務局より説明をお願いいたします。

議案第14号「香美市立小・中学校の学校歯科医の委嘱について」

事務局 (議案説明)

浜田委員 1つだけ。この新任は息子さんに代わったというだけですね、歯科医が代わったわけじゃなくて。

教育長 他にございませんか。

「はい」という声あり

教育長 それでは、議案第14号をご承認いただきました。ありがとうございます。
それでは、引き続き議案第15号、香美市立小・中学校の学校耳鼻科医の委嘱について、よろしくお願いします。

議案第 15 号「香美市立小・中学校の学校耳鼻科医の委嘱について」

事務局 (議案説明)

教育長 ご質問、ご意見ございませんか。
それでは、承認ということでよろしゅうございますか。

「はい」という声あり

教育長 議案第 15 号は承認をされました。ありがとうございました。
それでは、議案第 16 号、香美市立小・中学校の学校薬剤師の委嘱について、事務局よりご説明をお願いします。

議案第 16 号「香美市立小・中学校の学校薬剤師の委嘱について」

事務局 (議案説明)

教育長 ご質問、ご意見等ございませんか。
ではご承認ということでよろしゅうございますか。

「はい」という声あり

教育長 ありがとうございます。議案第 16 号は承認をいただきました。
続きまして、議案第 17 号、香美市立美術館長の任命について、事務局より説明をいたします。

議案第 17 号「香美市立美術館長の任命について」

事務局 (議案説明)

教育長 ご質問、ご意見お願いいたします。
それでは、議案第 17 号はご承認をいただいたということでよろしゅうございますか。

「はい」という声あり

教育長 ありがとうございます。議案第１７号はご承認いただきました。
それでは追加議案といたしまして、議案第１８号、香美市立図書館統括官の任命
につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

議案第１８号「香美市立図書館統括官の任命について」

事務局 （議案説明）

教育長 ご質問、ご意見ございませんか。
それでは、議案第１８号はご承認をいただくということでよろしゅうございま
すか。

「はい」という声あり

教育長 ありがとうございます。議案第１８号は承認をされました。
それでは、続きまして議案第１９号、香美市教育委員会生涯学習振興課推進官の
任命について、事務局より説明をお願いいたします。

議案第１９号「香美市教育委員会生涯学習振興課推進官の任命について」

事務局 （議案説明）

教育長 ご質問、ご意見お願いします。
それでは、議案第１９号はご承認ということでよろしゅうございますか。

「はい」という声あり

教育長 ありがとうございます。議案第１９号は承認されました。

生涯学習振興課長 もう一人については、まだ採用試験が終わっておりませので、済みません。

教育長 それでは、本日をもって承認いただいた方々につきましては、もう氏名を公表し
ても構わないということになろうかと思しますので、よろしく願いいたしま
す。
それでは、議案第２０号、香美市立小学校及び中学校における事務職員の標準的
な職務内容及び職務の遂行に関する要綱の制定について、事務局より説明をお

願いいいたします。

議案第20号「香美市立小学校及び中学校における事務職員の標準的な職務内容及び職務の遂行に関する要綱の制定について」

事務局 (議案説明)

教育長 ご質問、ご意見等願いいいたします。

浜田委員 これは、県か何かの様式ですか？

明石主監 県及び周りの市町村と調整して、一番うちとして現状に合ったものの中身を、精選して作らせていただいております。

浜田委員 非常に細かい事で、「なお」書きの前は改行していただければ、文章が美しくなります。

明石主監 そうですね。

教育長 これ今まで無かったのですね。

明石主監 無かったです。

教育長 じゃあ今回、改めて明確にしたと。

明石主監 そうですね。事務職が専門性も生かしながら、学校運営により参画することによって、教職員の働き方を整理し、教員が、いわゆる教授に専念できる、という教職員の働き方の理念を整える為に、こういったものを定めるようにと言われております。

教育長 そうなんですね。では、それを提案理由に明記していただければ。そこが一番大きいかなと思います。学校ですっと過ごしていると、財務と総務っていう感覚がなくて、何か言うたら買ってくれる人、何か言うたら在りかを教えてくれる人っていう意識が、やっぱりまだ連綿としてあるように思うので、行政を経験した者にとっては、総務があつて財務があつて、お任せしたりとか、相談したりすることで職務が軽くと言うか、凄く進んで行くということが分かるんですけど

も、そういった意味で非常に役割が大きいかなと思いました。ご苦労様でした。他にご質問、ご意見等ございませんか。

「はい」という声あり

教育長 それでは、議案第20号につきまして、ご承認いただきました。
それでは、引き続きまして議案第21号、区域外就学について、事務局より説明をお願いいたします。

議案第21号「区域外就学について」

(議案第21号は非公開審議案件)

以上で全ての議案は終わりました。引き続き、報告第1号、令和5年度準要保護児童生徒の認定について、よろしくお願いいたします。

報告第1号「令和5年度準要保護児童生徒の認定について」

事務局 (報告説明)

教育長 ご質問、ご意見等ございませんか。因みに何%になるんですか、全児童生徒に対する割合。また調べておいてください。3割ぐらい？ いろいろな場面で凄く重要な数値になりますので、また後で教えてください。

浜田委員 この中で基準オーバーは、何ぼまで構まわなかったですかね。

事務局 基準所得に対して1.3倍以下。

教育振興課長 生活保護を基準にして、その1.3倍まで。

浜田委員 1.3倍。この2.12というのは、〇さんか。

事務局 申請してきているので、こちらで計算して、2.12という結果が出たということです。

浜田委員 2.何ぼやったら構わない？

事務局 いや、1.3より下回っていた場合なら認定になるんですけど、上回っている
で…

浜田委員 ならないということ。

明石主監 申請が出ていますということの報告。

教育振興課長 申請が出て、それで残念ながらというような。

浜田委員 ああ、そういうことですね。分かりました。

教育長 最後のページの資料ですかね、認定にならなかった方達。

浜田委員 オーバー世帯がなかったということですね。それから特に変わった、継続で
変わったところは無いですか。

事務局 基準がということですか。

浜田委員 基準とか、いろいろ実態の変化とか。

教育振興課長 基準的には変わってないので1.3ですけど、毎年所得で計算をするので、多い
年にはオーバーをする可能性があって、今回の継続の中で8世帯についてはオ
ーバーをしているので、この準要保護の認定を受けれないという世帯になっ
てます。ただ、基準とかは変えてないので、所得がちょっとオーバーになったとい
うことです。

浜田委員 分かりました。

教育長 他にございませんか。
それでは、無いようですので、報告について終わります。
以上で定例会の議案は全て終了いたしましたので、教育委員会を終了させてい
ただきます。

(閉会時刻：午前10時58分)